(4)　第一試験の合格の基準は、次のとおりとすること。

(i)　試験開始から六十分間、非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

(ii)　試験開始から六十分間、非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。

(iii)　試験開始から六十分間、火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

(5)　第二試験の合格の基準は、試験開始から六十分後における(3)(iii)の温度が八十度を超えないこととすること。

ロ　炎又は熱が容易に伝ぱするような隙間を有さないものであること。

ハ　次号ロの最大重量の物品を収納し、かつ、次号ハの最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすものであること。

(1)　当該箱の上部にかかる荷重によつて生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容応力を超えないものであること。

(2)　十五度傾けた場合に、転倒しないものであること。

ニ　機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

二　箱の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

イ　リチウムイオン蓄電池を収納している旨

ロ　収納する物品の最大重量

ハ　最大積載高さ

ニ　最大積み重ね荷重

ホ　機械により荷役することができない旨の表示（機械により荷役しないものに限る。）

三　箱の最大積載高さは、六メートル以下とすること。

（運搬容器の特例）

第六十八条の三　規則第四十三条第一項第一号ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる運搬容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

一　第六十八条の二の六第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器

一の二　第六十八条の二の六第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二　第六十八条の二の六第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三　第六十八条の二の六第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

（運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準）

第六十八条の六　規則第四十三条の三第三項第三号の告示で定める基準に適合する箱は、第六十八条の二の七第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

二　箱の最大積載高さは、三メートル以下とすること。

（運搬容器の特例）

第六十八条の三　［同上］

一　前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器

一の二　前条第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二　前条第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三　前条第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

［新設］